

## 男女共同参画推進託児サービス提供事業実施要項

秋田県北部男女共同参画センター

### 1. 目的

秋田県北部男女共同参画センター(以下「センター」という。)において託児サービスを行い、子育て期の男女が公的行事やボランティア活動などの社会活動に参加しやすい環境を整えることにより、男女共同参画社会の形成をめざす。

### 2. 対象

センターを会場として行われるもので、県民が自由に参加できる行事等で、次に掲げるものとする

- 1) センターが主催または共催する行事
- 2) 県が主催または共催する行事

### 3. 利用時間

利用できる時間は、センターの開館時間内で、かつ、行事などの開催時間内とする。ただし、行事等の開催時間が昼食休憩等を含む場合は、託児幼児等の良好な監護環境を確保するため、その時間帯を除く。

### 4. 託児サポーターの手配

1) センターは利用の申込があった場合、保証保険に加入している保育サービス講習会修了者等、託児サポーターの手配を行なうものとする。

2) センターは零歳児または就学児童等、良好な監護環境を確保するための託児サポーターの手配が出来ない場合は、申込者にその旨を連絡し、利用を断ることができる。

平成 23 年 4 月 1 日改定